

弥富市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく弥富市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく弥富市高齢者福祉計画（以下「弥富市介護保険事業計画等」という。）を策定するため、弥富市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、弥富市介護保険事業計画等の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、関係機関の代表、高齢者団体の代表及びその他市長が必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、弥富市介護保険事業計画等の策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部介護高齢課で行なう。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月19日から施行する。  
(弥富市介護保険事業計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 弥富市介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成10年）は、廃止する。  
(弥富市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 3 弥富市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱（平成4年）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。